

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和7年2月26日午後2時00分犬山市役所2階202・203会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙農業委員会総会議案一覧表のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1 番	田中 幸子		2 番	宮田 孝	
3 番	小川 豊		4 番	齋藤 ゆみ	
5 番	安田 勝明		6 番	斉木 一吉	
7 番	宮島 直也		8 番	宮地 勝則	
9 番	河村 修		10 番	田中 隆	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局 長	山崎 直人	事務局次長	宮田 隆志
統括主査	大川 佳紀	主任主査	北野 研吾
主事	中川 碧		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、宮地会長が議長席につき、10名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

4 番	齋藤 ゆみ	6 番	斉木 一吉
-----	-------	-----	-------

議長 それでは議案一覧表に基づき、第5号議案から第8号議案を上程します。

 それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 では説明させていただきます。

 議案書1ページをご覧ください。第5号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

 議案書の2ページをご覧ください。番号1番。申請事由は営農規模拡大です。

【議案説明】

 譲受人は申請地の隣地に居住しております。譲渡人は高齢のため営農が困難で、以前から利用権を設定し申請地を耕作していた譲受人に相談したところ、譲受人が耕作、管理することで話がまとまったため本申請となりました。

 本申請地は、令和4年から譲受人が利用権を設定して耕作しております。利用権の設定時に当時の農業委員と事務局で面談を行っており、現在も適切に耕作、管理していることを確認しております。

 続いて番号2番。申請事由は法人として犬山市で農業を行うためです。

【議案説明】

 譲受人は名古屋市の法人です。譲渡人は相続により申請地を取得しましたが、農業機械がなく、耕作できる人を探していたところ、犬山市で営農を検討していた譲受人と話がまとまったため本申請となりました。

 本申請は譲受人が法人となっており、犬山市で法人が農地を取得するのは初めてとなっております。法人名義で農地の所有

権を取得するためには、法人が農地所有適格法人の要件を満たす必要がございます。農地所有適格法人とは、農地の権利を取得し、農業を行う事ができる法人で、要件について農地法に定められており、主たる業務が農業かどうか、出資者の過半が農業関係者か、法人の役員等の農業従事状況などで判断します。また、農地所有適格法人が農地の権利を取得した後は、毎年度申請地の耕作等について農業委員会へ報告する必要があります。農業委員会が報告を受けた際には、申請地の耕作状況や法人の事業内容から農地所有適格法人の要件を満たしているかを確認し、愛知県へ報告することになっております。

譲受人である法人は、農地所有適格法人の要件を満たしております。また、楽田地区担当の農業委員や推進委員、会長と面談を行い、申請地の耕作は法人の代表者が主となって行うことや、申請地ではほうれん草やジャガイモを耕作すること、申請地の隣接農地所有者や耕作者と調整をし、周辺農地の営農に支障が出ないように配慮することなど申請地の適切な管理が可能なことを確認しております。また、申請地の一部は農作業を委託することになっております。農作業の委託については、委託先の農作業に関する技術を勘案することとされており、本申請は市内認定農業者へ作業委託をするため、支障なしと考えております。

議案書 3 ページをご覧ください。第 6 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請書意見決定についてです。

議案書 4 ページをご覧ください。番号 1 番。転用の目的は住宅の建築です。

【議案説明】

譲受人は一宮市に住んでおります。申請地の北側隣接地には父母の居住する実家があり、今後父母の面倒が見られるよう、申請地に住宅を建築するため本申請となりました。

本申請地は市街化調整区域ですが、都市計画法第34条第11号に基づいて市が条例により規制を緩和している区域にあたるため、一般住宅の建築が可能になっております。

地図資料の16ページを御覧ください。申請地の雨水は集水桝で集めて西側道路側溝へ排水します。汚水は浄化槽にて処理をし、雨水とともに西側道路側溝へ排水します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側12番、エー（ア）－b－（b）、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で第3種農地に該当します。許可基準は右側の36番、エー（イ）、許可をすることができる、に該当します。

続いて番号2番。転用の目的は太陽光発電施設の設置です。

【議案説明】

譲受人は、あま市に本社を置き、岐阜県の東濃から中西濃付近にかけて太陽光発電事業を営む法人です。今回、事業の拡大に伴い新たに太陽光発電施設を設置する計画がありました。本申請地は、国道41号や小牧北ICに近く、犬山市付近にも太陽光発電施設を所有しており、申請地の保守点検が行いやすいため本申請となりました。

地図資料の24ページを御覧ください。申請地の周囲は土留めを設置し、土砂や雨水の流出を防ぎます。また、雨水は表面貯留後に最終桝で集水し、西側道路側溝へ放流します。汚水排水はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側7番、オー（ア）－b、エー（ア）－b－（a）の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満であるもので、第2種農地に該当します。許可基準は右側の34番、オー（イ）－b、イー（イ）－c、d、g、hのいずれかに該当する場合に該当します。本申請は表面右側の10番、イー（イ）－c－

(e)、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

議案書の5ページをご覧ください。第7号議案、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の証明願についてです。

議案書の6ページをご覧ください。番号1番

本件は、令和7年2月12日に事務局と楽田地区担当の農業委員、推進委員で現地の確認を行いました。申請地は既に草や竹が生い茂っており原野となっております。周囲に農地はなく、北側隣地は山林で、申請地の北側には木々や竹が生えており、耕作が困難で農業上の利用が見込めない土地です。また、機械等で農地として再生することは困難な状況のため、非農地であると見込まれます。

議案書の7ページをご覧ください。第8号議案、農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見決定についてです。

整理番号1番。申出者は、主に医療機関等の経営や業務受託、食堂や飲食店の経営等を行う法人です。申出者は現在、犬山市内など医療事務等を業務受託しており、治療後のリハビリテーションが必要とされていることや、愛知県トラック事業健康保険組合からドライバーの腰痛対策を相談されていることから鍼灸接骨院が必要と考えて本計画をすることとなりました。

2ページの付図8号をご覧ください。申出地は、県道一宮犬山線へのアクセスが容易で来院者の利便性が高く、近隣の住宅からの来院者も見込まれ、鍼灸接骨院を建築する場所として最適な場所であると考え、この場所での建築を計画することとなりました。付図8号のとおり申出地の北側の一部は宅地、西側と南側は住宅があり、申出地は農用地区域の周辺部であると判断しています。また、北側の一部及び東側は農用地区域に面していますが、次の整理番号2の案件の申出地であり、申出地の

北側を流れる既存の水路は残置するため、周辺の農作業への支障は軽微と認められます。また、申出地の耕作者は認定農業者ですが、経営面積全体に占める除外面積の割合は2%であり、今後の利用集積への支障は軽微であると判断しています。

5 ページ目の利用計画図をご覧ください。申出地の雨水は透水性アスファルトで浸透させ、浸透しきれない場合は地下貯留浸透施設で処理します。また、汚水排水は南側の公共下水道へ接続するため、土地改良施設への支障は及ぼさないものと判断しています。

また、他法令については、農地法、都市計画法、特定都市河川浸水被害対策法の許可見込みがあることを確認しています。整理番号1番の説明は以上です。

続いて整理番号2番。申出者は、整理番号1の申出者と同じ法人です。

申出者は、今後の経営の安定化を図るためにも飲食店経営の拡大を考えており、整理番号1の鍼灸接骨院の建築に伴って、その利用者や周辺住民の集客が見込まれる立地であることから、申出地での店舗の建築を計画しました。

10 ページ目の付図8号をご覧ください。申出地は、県道一宮犬山線へのアクセスが容易で利用者の利便性が高く、近隣の住宅からの利用者も見込まれ、店舗を建築する場所として最適な場所であると考え、建築を計画することとなりました。

申出地は2か所に分かれており、その間に整理番号1の鍼灸接骨院の建築計画があります。それ以外の周囲は宅地等で囲まれており、申出地は農用地区域の周辺部であると判断しています。申出地の耕作者のうちの1人は認定農業者であります。経営面積全体に占める除外面積の割合は0.7%であり、今後の利用集積への支障は軽微である判断しています。

14 ページ目の利用計画図をご覧ください。申出地の雨水は透水性アスファルトで浸透させ、浸透しきれない場合は整理番号1の土地の地下貯留浸透施設で処理します。また、汚水排水

は南側の公共下水道へ接続し、土地改良施設への支障は及ぼさないものと判断しています。

また、他法令については、農地法、都市計画法、特定都市河川浸水被害対策法の許可見込みがあることを確認しています。
整理番号2番の説明は以上です。

続いて整理番号3番。申出者は、申出地の西隣りの住宅に居住する個人です。申出者は自宅の進入路として申出地に接する土地を使用していますが、間口が2mと狭く、ガードレールとフェンスに挟まれているため、車両の出入りが困難かつ危険な状態となっています。また、自宅敷地内の駐車場までの通路も狭小であり、申出地に越境しないと進入が困難な状況のため、申出地を取得して敷地を拡張し、安全を確保するために本申出を行うこととなりました。

18ページ目の付図8号をご覧ください。申出地は、西側と南側が宅地となっており、農用地区域の周辺部と判断しています。申出地の北側と東側は農用地区域に面していますが、申出地を除外しても周辺の農地の地形的連続性を損なわないことから、農作業への支障は軽微と認められます。農地利用集積計画を確認したところ、申出地において利用集積をしている担い手はおらず、利用権の設定もないことから、今後の利用集積への支障はないものと判断しております。

21ページ目の利用計画図をご覧ください。申出地は、東側農地との間にコンクリートブロックとフェンスを設置して土砂等の流出を防止します。雨水は、現在と変わらず自然浸透により処理します。このため、土地改良施設への支障は及ぼさないものと判断しております。

また、他法令については、農地法の許可見込みがあることを確認しています。

整理番号3番の説明は以上です。

続いて整理番号4番。申出者は、薬局の経営等を行う営む法

人で、愛知県内で20店舗以上の調剤薬局を開設しています。経営拡大のため愛知県内での出店を検討していたところ、申出地北側に診療所の建築計画があることを知り、医療機関との連携を考えて本申出を行うこととなりました。

24ページ目の付図8号をご覧ください。申出地は、市道富岡荒井線に面して利用者の利便性が高い場所であり、申出地北側に建築予定の診療所と連携して効率的に事業を実施でき、集客も見込めることから、調剤薬局の建築に最適な場所であると判断しました。申出地は、東側が宅地となっており、北側は診療所の建築予定地となっているため、農用地区域の周辺部と判断しています。申出地の西側と南側は農用地区域に面していますが、申出地を除外しても周辺の農地の地形的連続性を損なわないことから、農作業への支障は軽微と認められます。

農地利用集積計画を確認したところ、申出地において利用集積をしている担い手はおらず、利用権の設定もないことから、今後の利用集積への支障はないものと判断しています。

27ページ目の利用計画図をご覧ください。申出地の北側と西側と南側には擁壁等を設置して農地や水路への土砂等の流出を防止します。雨水は、透水性アスファルトにより浸透させ、汚水雑排水は東側の公共下水道へ排水します。このため、土地改良施設への支障は及ぼさないものと判断します。

また、他法令については、農地法、都市計画法の許可見込みがあることを確認しています。

整理番号4番の説明は以上です。

続いて整理番号5番、本件は是正案件で、現地は既に駐車場となっています。農振除外や農地転用を行わずに事業を実施してまったケースは以前にもありましたが、このような場合、原則としては原状復旧を行い農地に戻す指導を行います。ただし、本来正當に手続きしていれば除外可能であったと判断されるケースで、違反状況となったことについて悪意がなく、原状復旧することにより事業や利用者の生活に大きな支障がある

ようなケースで、やむを得ないと考えられる場合は、今回のような是正案件という形で除外申出などを進めることとなります。建設計画は、駐車場３６台分の整備です。申出者は、包装用資材の販売製造等を営む法人で、変更する土地の近くに営業所及び倉庫を構えています。申出者は平成１２年に現在の場所に犬山営業所を開設し、平成１３年に申出地を賃借して使用を始めました。申出地は当時既に砂利敷きとなっていたため農地とは知らずに使用していましたが、この度、農用地区域内の農地で、農地関連法令の手続きがされていないことを知り、是正を図るため本申出をすることとなりました。

３２ページ目の付図８号をご覧ください。赤線で囲まれ斜線となっている部分が申出地です。申出地の北東側に、２００ｍ程の非常に近い場所に申出者の犬山営業所があり、従業員３６名分の駐車場として使用しているため、従業員の通勤の負担などを考慮すると必要性が高い場所です。犬山営業所の近くの農用地区域以外の場所への移転も含め代替地を検討しましたが、駐車場として整備可能な土地は、所有者の同意を得ることが出来なかったため移転を断念して除外申出を行うこととしたもので、必要性和妥当性があると判断しています。

申出地は、東は農地と隣接していますが、北は申出者の駐車場、西は道路、南は駐車場に隣接しているため、農用地区域の周辺部にあたると判断しています。また、申出地の除外後も現状と変わりなく周辺の耕作に影響はないため、農業経営への支障はないと判断しています。

申出地は現在既に駐車場として使用されているため耕作者は存在せず、今後の利用集積には支障はないものと判断しております。

３５ページの利用計画図をご覧ください。申出地は現在、駐車場として使用されており、申出地からの汚水排水はなく、雨水は碎石敷により自然浸透で排水し、土砂流出対策として周囲にコンクリートブロックが設置されています。以上の点から土地改良施設への支障は及ぼさないものと判断します。

また、他法令については、農地法の許可見込みがあることを確認しております。

整理番号 5 番の説明は以上です。

37 ページをご覧ください。整理番号 6 番、本件も是正案件で、現地は既に駐車場となっています。申出者は、申出地の所有者で、申出地の東側隣地で共同住宅を運営する個人です。申出者は申出地を相続し、登記簿を確認したところ地目が畑となっていることが判明しました。申出者が確認したところ、共同住宅は、平成 13 年頃に建築されており、当時の詳しい事情は不明でしたが、申出地が農用地区域内の農地で、農地関連法令の手続きがされていない状態であることを知り、この駐車場がなくなると住人の生活に支障が生じるため、是正をするため本申出をすることとなりました。

38 ページ目の付図 8 号をご覧ください。申出地は、北側と東側は宅地であり、農用地区域の周辺部にあたります。西側と南側は農用地の畑となっていますが、申出地の除外後も現状と変わりなく周辺の耕作に影響はないため、農業経営への支障はないと判断しています。

農用地利用集積計画を確認したところ、申出地周辺において利用集積している担い手はいないことから、今後の利用集積への支障はないものと判断しています。

41 ページ目の利用計画図をご覧ください。申出地は現在、駐車場として使用されており、申出地からの汚水排水はなく、雨水は申出地内の側溝から、西側隣地の水路を通じて北側の道路側溝へ排水します。また、土砂流出対策として周囲に擁壁等が設置されている。以上の点から土地改良施設への支障は及ばないものと判断しています。

また、他法令については、農地法の許可見込みがあることを確認しています。

整理番号 6 番の説明は以上です。

４３ページ目をご覧ください。整理番号７番。申出者は、主に合成樹脂製品の製造を行う法人である。

売り上げはコロナ禍前より継続して伸び続け、利益もここ数年高水準で推移しており、現在、小牧市にある２つの工場で製造を行っていますが、受注の増加に伴い新工場の建築が必要となりました。申出地は、計画を実現するための面積や現工場からの距離など良好な条件であり、現工場の近隣で主要な取引先も近く、市道富岡荒井線へのアクセスも良いため、本申出をすることとなりました。

４５ページの付図８号をご覧ください。申出地は、東側と南側の一部に住宅があり、農用地区域の周辺部と判断しています。申出地の北側と西側は農用地区域に面しておりますが、申出地を除外しても周辺の農地の地形的連続性を損なわないことから、農作業への支障は軽微と認められます。

また、農用地利用集積計画を確認したところ、申出地及びその周辺において、耕作者のうち１名が認定農業者ですが、経営面積３８．７８ｈａのうち０．０５ｈａを転用するもので、農業経営への支障は軽微と認められます。

４８ページの利用計画図をご覧ください。申出地の東側と南側にはコンクリートブロックを設置して農地や水路への土砂等の流出を防止します。雨水は、透水性アスファルトにより浸透させ、大雨時の対策として南東側に集水枡を設置して、東側排水路への排水を可能とします。事業実施の際に製造所や貯蔵所で危険物第４類第３石油類を扱いますが、安全対策のほか所内に防液堤・配管・集積枡を設置して流出を防止し、産業廃棄物として処理を行うため、水路等への排出はありません。このため、土地改良施設への支障は及ぼさないものと判断します。

また、他法令については、農地法、都市計画法、特定都市河川浸水被害対策法の許可見込みがあることを確認しています。

整理番号７番の説明は以上です。

５５ページ目をご覧ください。整理番号８番。申出者は、主

に金属加工用切削工具等の製造、販売等を行う法人です。申出者の製造するセラミック工具は高い耐熱性を持ち、航空機エンジンや自動車のディスクブレーキの加工などで需要が大きく、現在間借りしている工場では手狭になり対応が困難になったことから、新工場の建築を計画することとなりました。申出地は、計画を実現するための面積や本社からの距離など良好な条件であり、国道41号や名古屋高速道路小牧北IC、東名高速道路小牧ICへのアクセスも良いため、最適な場所と判断して本申出をすることとなりました。

59ページの付図8号をご覧ください。申出地は、南側が住宅街となっており、農用地区域の周辺部と判断しています。申出地の北側と東側と西側は農用地区域に面していますが、申出地の区画全部を除外するため、周辺の農地の地形的連続性を損なわないことから、農作業への支障は軽微と考えられます。

農用地利用集積計画を確認したところ、申出地及びその周辺において、耕作者のうち3名が認定農業者ですが、それぞれ経営面積4.7haのうち0.4ha、39.9のうち0.5ha、38.3haのうち0.03haを転用するもので、農業経営に大きな支障を及ぼすことはないと判断しています。

65ページの利用計画図をご覧ください。申出地の周囲には擁壁等を設置して土砂等の流出を防止します。雨水は、透水性アスファルトにより浸透させ、大雨時の対策として南側に雨水貯留浸透施設を設置します。汚水雑排水は西側の公共下水道へ排水します。下水本管への排出基準を満たさない事業用排水については、産業廃棄物として処理を行い、下水などへは排出しません。

また、現在申出地内を通っている排水路は、付け替えを行い、申出地北側から西側を回って南側で既存の排水路へ合流して排水します。このため、土地改良施設への支障は及ぼさないものと判断しています。

また、他法令については、農地法、都市計画法、特定都市河川浸水被害対策法の許可見込みがあることを確認しています。

整理番号 8 番の説明は以上です。

議案の説明は以上です。

議長 ただいま事務局から 5 号議案から 8 号議案までの説明がありました。これらについて質問とかご意見がある方、挙手をお願いいたします。

議長 私から 1 ついいですか。

第 5 号議案の整理番号 1 番、営農規模拡大のために所有権移転ということで、先ほどの説明ですでに申請地で耕作をしてらっしゃるという方だそうですが、営農規模の拡大と言うからには、今回の申請地の一部が継続で一部が新規だという理解でよろしいですか。

事務局 会長の質問にお答えします。おっしゃる通りでして、申請地の一部は、令和 4 年から利用権を設定しております。譲受人が 3 年間申請地の一部を耕作しており、この先も耕作、管理できる見込みで、さらに営農規模拡大ということで 1 筆増やした農地の所有権を取得するため、今回申請をすることとなりました。以上です。

議長 ありがとうございました。続けてですがもう 1 つ。整理番号 2 番、農地法第 3 条の申請についてですが、初めて農地を所有する場合、最初から所有権移転をするのではなく、利用権設定などをして農地を耕作してもらい、申請者の方が農地の耕作や管理ができるという実績を示していただいてから改めて所有権移転に入るとというのが通常の手順だと思いますが、今回は新規でいきなり第 3 条許可で所有権移転という申請ですが、通常の流れと少し違うわけで、事務局はどういう理解をされてるのか教えてください。

事務局

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

犬山市内で耕作経験のない方が農地の所有権移転する場合は、利用権等の貸借で一定期間耕作してもらい、その状況を農業委員会で確認した上で、農地法第3条の許可申請という流れではないですかという趣旨のご質問でした。

今回の譲受人である法人は令和7年から農業経営を開始する予定で、譲受人の意向としては、自己所有地という形で始めていきたいという強い要望がありました。この法人で実際に農業に従事される構成員の方たちは、すでに他市町村で貸借等の権利設定をした農地や売買で取得した農地があり、個人単位で農業経営をされている方たちということでした。そのため、事務局で、実際に耕作をされている農地を現地確認したところ、農地は適切に管理されている状況でした。これに加え、譲受人の構成員の方はスーパー等の小売店に出荷している実績があり、そういった点を考慮しまして、所有権移転をされても適切に耕作の管理をされるであろうと判断し、今回の申請となりました。以上です。

議長

ありがとうございました。

その他、ご質問ご意見いかがでしょうか。

小川委員

今の件ですけど、田を畑に変えて耕作をされるということですか。

事務局

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

地図資料の7ページにございます営農計画書の下側のところで、申請地のうち2筆に関しましては、作業委託により地元のオペレーターに作業を委託して水稻を引き続き作っていただくことになっております。1筆に関しましては、水田ではなく畑作物をつくるということで、今後畑土を盛土して露地野菜を栽培する予定です。残りの1筆は水田のまま、そこに畑作物を作付されるということで、形態としては水田のまま使われます。

ご質問にありました部分については申請地のうち、盛土する土地は該当の土地改良区からの地区除外という形で、手続きがなされます。水田のまま畑作物を作付する土地に関しましては、形態としては水田のまま使われるということになりますので、地区除外まではされないものと説明を受けております。以上となります。

議長

ありがとうございました。

その他ご質問ご意見ございますか。

松山委員

同じく議案第5号の2番ですけれども。申請地付近は引き続き田んぼを耕作しますが、用水の取水排水に関して、同一区画内農地と共有する形になると思いますが、周囲の農業者と用水の取水排水に係る協議は整った上でこの申請は出てるものでしょうか

もう1点、水田として購入した土地については、水稻で作業委託をするとのことですが、たちいった話かもしれないですけれども、土地を購入して、他の人に委託をするのならば、あえて取得する必要性がないような気がするんですが、事務局はどのようにお考えですか。

事務局

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目のご質問ですが、申請地は南北に水田が跨っており、水田作の体系ができ上がってる地域に、違う作物体系を入れるということで、その点については、周辺の方と調整をとっていますかという趣旨のご質問だったと思います。こちらにつきましては、申請地の一部については、譲受人が隣接の部分も今後土地を所有者の方から借り受けて、耕作をしていく予定ということになっておりますので、畔で区切られた部分については、譲受人で管理していくため、物理的に問題は生じないと判断しております。もう1筆の申請地なんですけれども、この土地の部分は譲受人の方で、畑作として管理されていくんです

が、西側の農地については土地所有者が個別に耕作をされており、引き続き水田の所有者が水稲作を続けるということになっております。ここについては、法人が取得する土地の中で畔立てして水路を作り、農業用水路から取水した水を西側農地に供給する形で隣地所有者の方と調整は取れております。また、該当の土地改良区とも現地立ち会いをしていただいて、問題ないことを確認していただいております。

水田内に作る水路の施工に関しましては、農業協同組合にも譲受人からお話をされてるようで、農業協同組合を通じて地元のオペレーターさんと協議した後、通水に問題がないような形で施行をしていただくという形になる予定です。

2点目のご質問ですが、農地法の3条で作業委託を前提として所有権移転することについては、基本的に農地を取得して、所有者が作付をして耕作するっていうのが一般的ですが、今回の作業委託のように必要な機械や技術がない部分について作業委託をすることは、農地法上は想定されてるものになります。

農業経営を行うという点では、必ずしも法人の中の人員のみで耕作する必要はなく、必要な労働力を外から確保しながら、収穫したものを最終的には法人名義で販売し、収入として得るということになります。今回のこちらの申請の内容につきましては、事務局としては問題ないと判断しております。以上です。

議長 ありがとうございます。
 よろしいですか。

松山委員 了解しました。隣接の方の同意が取れてれば心配ありません
委託については、全面委託かと思ったんですが、部分委託という
ことでよろしいですか。

事務局 今回は全委託になります。作付から収穫までを外部の労働力
に委託します。ただ、収穫物の名義は、法人が権利を持つとい

うことになります。

議長

ありがとうございました。

その他、ご質問ご意見いかがでしょうか。

議長

1つだけ確認したいんですが、第6号議案の整理番号1番。住宅が必要なため転用ということで、権利の種類が使用貸借権となっております。通常ですと、住宅を作ろうと思うと、永久に住むつもりで所有権を移転されるケースが多いわけです。今回は使用貸借権ですが、例えば親族間で、相続のために当面使用貸借権で権利設定をするけれども、いずれ所有権が移転するという前提でのやりとりだと思うんですが、念のためにその辺の確認だけさせていただきたいなと思います。

事務局

会長の質問にお答えします。この譲受人と譲渡人は親子関係の方です。通常だとこの場合、分家住宅として家を建てるんですけど、今回、申請地が都市計画法の34条の11の区域に含まれているので、分家住宅以外にも住宅の建築が可能なため、本申請も一般住宅を目的として建てることを計画しております。将来的には相続等により所有権を移転するかもしれませんが、本申請については使用貸借権となっております。以上です。

議長

ありがとうございました。

その他ご質問ご意見はございませんか。

議長

最後に確認をしたいんですが、第8号議案。1つだけ現況が雑種地というところがあるんですが、雑種地はどういう状態なのか説明をしていただけますか。

事務局

会長の質問にお答えします。55ページの申請地については、61ページに写真が載っておりますが、国が土地改良事業

で土砂を仮置するような置き場になっております。着工する時には仮置き場ではなくなっていると思いますが、現在の状況としては、写真の状況になっております。以上です。

議長

ありがとうございました。

その他、ご質問ご意見いかがでしょうか。

それでは、他にご質問ご意見もないようですので、ここで地区審議をお願いしたいと思います。

15分ぐらいということで、15時20分まで地区審議をお願いします。

午前15時05分 地区審議

午前15時20分 開議

議長

それでは、総会を再開します。

第5号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について意見の決定を求めます。

1番について、犬山地区お願いします。

宮田委員

2番の宮田です。

1番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長

2番について、楽田地区お願いします。

河村委員

9番の河村です。

2番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第5号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

 続いて、第6号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

 1番2番について、城東地区お願いします。

安田委員 5番の安田です。

 1番2番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

 第6号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

 続いて、第7号議案、農地法第2条第1項の農地に該当しない旨の証明願について意見の決定を求めます。

 1番について、楽田地区お願いします。

河村委員 9番の河村です。

 1番について、地区審査の結果、可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

 第7号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第8号議案に入りますが、本議案には河村委員、松山委員が土地所有者、安田委員、田中隆委員が耕作者となっている案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項より安田委員、河村委員、田中隆委員はしばらくの間ご退席をお願いします。

【安田委員 河村委員 田中隆委員 松山委員 退席】

議長 第8号議案、農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見決定について意見の決定を求めます。

1番、2番について、犬山地区お願いします。

宮田委員 2番の宮田です

1番、2番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 3番について、城東地区お願いします。

齊藤委員 4番の齊藤です。

3番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 4番、5番について、羽黒地区お願いします。

斉木委員 6番の斉木です。

4番、5番について、地区審議の結果、可と認めます。

議長 6番から8番について、楽田地区の内容となりますが、河村委員と田中隆委員は一時退席のため、楽田地区の委員は不在となることから、本申請については、中立委員の田中幸子委員より意見をお願いします。

田中委員 中立委員の田中です。

楽田地区の委員からの異議は特にないとのことですので、番

号 6 番から 8 番について可と認めます。

議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第 8 号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

議長 それでは、本議案について可と決定しました。
安田委員、河村委員、田中隆委員は席へお戻りください。

【安田委員 河村委員 田中隆委員 松山委員着席】

議長 続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局 議案書の 8 ページをご覧ください。報告第 3 号、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書受理についてです。今月の報告は 1 件です。

議案書の 10 ページをご覧ください。報告第 4 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書受理についてです。今月の報告は 3 件です。

報告は以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

議長 何もないようですので、報告は終了しました。

これで本日予定しました案件は全て終了しました。

これをもって本日の議事は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。